事 務 連 絡 令和 3 年 12 月 14 日

各都道府県衛生主管部(局)薬務主管課 御中

厚生労働省医政局経済課

セルフメディケーション税制対象品目(令和4年1月1日時点)の公表について

今般、令和3年度税制改正を踏まえ、令和3年9月27日付け事務連絡において医薬品製造販売業者の皆様へ税改により追加対象となる医薬品の届出をお願いしたところ、令和4年1月1日から本税制の対象となる一般用医薬品等は別添のとおりとなりましたので、お知らせ致します。本制度は、令和4年1月1日より対象となる医薬品の範囲を見直しましたので、制度の周知と併せて、改めて関係各位への周知をお願いいたします。

なお、令和4年1月1日以降、対象品目に変更があれば、毎月1日に厚生労働省ホームページへ掲載いたしますので、併せて貴管内関係各位に対しての周知方御協力をよろしくお願いいたします。

○厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html